

社会的
地位

向上のために

全国青年税理士連盟

誇りをもつて孫子の代まで
二代目税理士とどうとか七光
り的な感じで、必ずしもほめられ
た言葉ではない。しかし、二代
目としてこの職業を引きついだと
いうことは大きな意義をもつてい
ると思う。今春行われた税理士会
の役員選挙にあたって一つのスロ
ーガンとして掲げられたのが『子
供達に誇りをもつて引きつがせる
ことのできる税理士制度を』とい
うのであった。

二代目どころか三代目、四代目
と我が税理士制度を子孫が引きつ
いでいってくれたなら、それほど
誇りある職業として存続していっ
てくれたならと思うのである。
ころがり込んではこない！

イギリスは世襲制の強い国であ
つて、代々親の職業を継ぐようだ
が、なかでもチャーチーズ・アカ
ウンタント（勅許会計士）は世襲
色の強い職業とされている。ウチ、
の顧問は代々あの先生のウチとい
うつながりである。ちょうどホー

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F 501号
電話 03(356)2916
行 湖 集 中
人 東 人 村 建 靜
会 癸 長 編 報 部 長
広 報

ムードクリーのように企業や財産の
健康管理を任せているのである。

当然社会的地位は誰がみても高
いという。しかしある日突然法律
によってその高い地位がころがり
込んで来たということはどここの國
にもない。それは与えられた歴史
的諸条件を踏まえたうえで、その
職業群の絶えまさる努力の結果も
ではない。

小さな集りから

単位青税へ！



会長 湖 東 京 至

たらされたものである。イギリス
のチャーチーズ・アカウンタント
の発生は一八五〇年代といわれ、
一八八〇年代には協会が各地に創
設されている。実に百年の歴史を
もつてこの間のたたかいの歩みを
現行西ドイツ税理士法 (Steuer-

beratungsgesetz) は一九六一年に
偉大な成果をもつて結実した。こ
の間の西ドイツ・シュトイエルベラ
ーターのたたかいは半世紀に亘
り、この記録もまた分厚い本に残
されている。

情けない我国の現実
かえりみるに我国の実状はどう
か。つい先週のことである。私の
関与先の小さな建設業者の調査が
あつた。事前通知があり、初日私
は立会いに出かけた。型どおりの
調査で円満のうちにその日はどう
いうこともなく終り別れたので
あるが、翌日、私に何の連絡もな
しに突然再び会社を訪問し、私の
調査においては、事前に税理士
の選んだ補佐人を立会わせること
が求められるのが、「補佐人 (C.
oaseil) 立会権」である。即ち税
務調査においては、事前に税理士
の選んだ補佐人を立会わせること
ができる旨表示しなくてはなら
ず、もしこれを怠つたらその調
査は法律上無効となるのである。

フランスには税務代理業は存在し
ないが（独占業務として）実際に
はコンターピル（会計士）が補佐
人として立会つている例が多い。
わが国にはこうした税理士の権
利保護の制度が確立していない。
これでは納税者がバカにされ、そ
の代理業務を職業とする税理士が
同様に無視され、先に例をだした
ようなことが日常起ることにな
る。

この調査の結果は結局申告是認
であつたが、私は何か情けないも
のを感じざるを得なかつた。
それは一つには、納税者の権利
保護という点である。納税者は行
政上下位にあり、常に何か犯罪者
として扱われているという気がす
る。そしてそのため税理士の代
理人たる我々税理士も必然的に行
政の下位に置かれ、これが社会的
地位の低下を呼んでいることであ
る。

に関する について』 の意見書

全国青年税理士連盟

要望書

昭和50年10月21日

日本税理士会連合会

会長 山本義雄 殿

全国青年税理士連盟

会長 湖東京至

「会社法改正に関する意見照会
について」の意見書提出の件

全国青年税理士連盟は「会社法改正に関する意見照会」について検討した結果、別紙のような結論に達したので、ここに意見書を提出する。

なお、日本税理士会連合会が、法務省に意見書を提出される際には、後に禍根を残さない様、充分かつ慎重なる検討をするよう要望する。以上

(一頁より続き)い。勿論法律化の運動は重要な過程ではあるが、今すぐ我々のやれることがあるよに思う。

その一つは納税者に強くなつてもらうことである。納税者自身がしっかりするよう我々が手助けすることである。納税者の社会的地位も高くなれば税理士の地位も高くなるわけがない。

次にこれは最も重要なことであるが、我々青年税理士自身が、強

くなることである。そのため、一人一人が勉強をすることはものであるが、その一人一人の力を寄せ集めることである。

一つの小さな行政単位に、たとえば數名しか税理士がいないようなところでも、そのメンバーが協力し、手をとり合って事に当ることである。

そして一人の問題を全員の問題にして、正しいものは正しいと主張できる会を創ることである。

はじめに
昭和五十年六月十三日付、法務省より「会社法改正に関する意見照会」(以下単に「意見照会」という)がなされたが、これは、昭和四十九年三月に成立した監査制度中心の商法改正に引続く、「第二

次商法改正」の準備作業というべきものである。

なお、「意見照会」に関する前文では昭和四十九年改正の衆、参両院の付帯決議の全てに準拠したかの如く印象づけられているが、その大部分は経済団体連合会(以下経団連という)が従来より一貫して要望していたものである。(昭和四十九年七月一日付日本経済新聞参考)

われわれは、現行商法を充分に満足なものとは考えていないが、今般の「意見照会」にかかる部分については、現在おかれている中小企業の諸般の情勢、税理士のおかれている立場、法改正の背景等を慎重に検討した結果、概ね次のような結論に達したのでここに意

津で浜松で、金沢で、盛岡で、豊岡で、豊橋で、……こうした集まりこそ、税理士の社会的地位向上のための第一歩なのだと、うそと、そのことを意識しようとしまじにかかわらず、着実に我々は前に進んでいるということを確信していいと思うのである。

一人でコツコツと貼りつけ、こ

I、商事に関する基本法たる商法において、中小企業を差別し切捨てる改正を行なうべきではなく、大会社(公開会社中心)の取締規制には、特別法を別途制定すべきである。

II、中小企業の経済活動における営業取引等に重要な弊害をおぼすおそれのある改正には賛成できない。

(一) 株式会社および有限会社の最低資本金制度について

これが税理士ではない。税金の交渉屋、これも税理士像の全てではない。税理士とは税を中心とした企業の総合相談役である。ヨーロッパ諸国にも制度はちがつても必ずりこそ、税理士の社会的地位向上のための第一歩なのだと、うそと、そのことを意識しようとしまじにかかわらず、着実に我々は前に進んでいるということを確信していいと思うのである。

一人でコツコツと貼りつけ、こまわりをもととう。そしてそれを単位問制度だから、行政の下請や、下位機関とならず從つて社会的地位が高いということになる。

我々一人一人の青年税理士でできることは、この企業顧問となること、このことを通じてこそ、社

見を表明するものである。

われわれは商法学者でもないし、このために充分な研究や時間をさける状況にはない。したがつてこの「意見書」は現場からの一つの見解の発表であり、更に引き続き充分な研究検討を重ねた上、更に意見表明を行うことになろう。

【基本見解】

III、連結決算制度は税理士の重大な職域を侵害するおそれがあるので、強く反対する。連結決算制度を商法に導入することは、連結納税申告につながり負担の公平を害し、被連結子会社はすべて税理士の関与からはずされるおそれがある。

IV、最低資本金制度を商法に導入することは、株式会社のすべてに会計士監査を導入される可能性があり、すべての株式会社を税理士の職域から失うこととなるおそれがあるので絶対反対である。

『会社法改正意見照会

1975年10月

は、中小会社を株式会社から排除することであり、そこに合理的理由が認められない。わが国の企業制度が多数の株式会社を生み出したのは、この制度が企業活動にとって合理性をもつていたことを示しており、わが国株式会社中、資本金五千万円未満の法人が九十七%であり、これら中小企業は日本経済の発展に大きな貢献をしてきたことは否定できない。

中小会社は、株式会社の形態を採用することにより、雇用問題、商取引上、金融面、納税面において有利であり、あるいは経営内容が明確になる等の合理的な理由によつて株式会社制度を選択してきているが、外國の会社制度との單なる比較からという理由でいたずらに変更を加えるような態度をとるべきでない。西ドイツの株式会社総数はわずか二千六百社にすぎず、むしろ大企業特別法の様

することであることである。

税申告制度導入のためである。

相を呈しているといつてもよい。

(一) 小会社の区分について

その社会的影響力の大きいことに鑑み、別途これを規制する特別法を制定すべきであり、私法である商事基本法中に大小会社の区分を導入すべきでない。

大小会社の区分は昭和四十九年度の商法特別法による会計監査導

(四) 会社の計算に関する規定について

(1) 繼続性の原則

利益操作や粉飾決算のため評価方法を変更することは許されない。会計処理の方法を毎期異なることは、会社の財務状態を不明確にさせ、粉飾決算にもつながる。したがつて商法中に継続性の原則を明定すべきである。西ドイツ、フランス会社法にも継続性の原則はきびしく規定されており、まさにこういう場合こそ外国の例に学ぶべきである。

(三) 連結決算制度の導入について

昭和五十二年四月一日から証券取引法上の連結財務諸表制度が制度化されることになったことは、企業内容の開示として充分その目的を達することができる。したがつて連結決算制度を商法に導入する必要はない。経団連は從来から連絡財務諸表制度導入の前提条件として、連結納税申告制度の採用を主張してきており、商法上の連結決算の制度化は、まさに連結納

連結納税申告制度は多数の子会

社を持つ大企業にとっては欠損会

する意思決定機関たる株主総会と業務執行に関する意思決定および執行、代表機関たる監査役とが

「意見照会」のいう「企業の社会的責任」は、その概念が不明確

で主観的な解釈が生じることになる。したがつてこのような規定を設けても、訓示規定に終り実効性は全くない。むしろこの規定がかくみをとりあげ個別に検討するのではなく、上記会社の各機関の有機的な検討を計るべきである。特に取締役会ならびに業務監査役会会計監査は、三権分立的な制度であつて、監査制度の抜本的改正を考えずして株主総会および取締役会を論することは無意味である。

「意見照会」はこの観点を全く無視している。

西ドイツにおいては、株主総会の詳しい決算報告と年間報告を義務づけられており、細部にわたる書類まで株主に報告される。株主総会は議事に関する討論が長びくことが多く、一日中かかることもあるし時には翌日までかかることがある。この株主総会がます監査役(業務監査役)を選任し、次に監査役会が取締役を選任することになつていている。会計監査役も株主総会選任事項であることは当然である。フランス現行商法も西ドイツにならつてこの手順になつてい

(6) 企業の社会的責任

このように規定を明文化してい

る。

(5) 会社の機関について

株式会社には、基本的事項に関

する意思決定機関たる株主総会と業務執行に関する意思決定および執行、代表機関たる監査役とが

「意見照会」のいう「企業の社会的責任」は、その概念が不明確

で行政政策によって対処してい

主張

上策より離れ、各方面での論議を巻き起すであろう。

法務省案 II 経団連要望案

意見照会の前文に「昭和四八年七月の衆議院法務委員会における附帯決議及び同四九年三月の参議院法務委員会における附帯決議の趣旨にかんがみ、会社法の基本的問題について検討を開始した。」とある。しかし、この意見照会の内容をみると、附帯決議により検討した云々よりはむしろ、昭和四九年七月の経団連から要望書として提出された「商法改正に関する緊急要望事項」の大部分が、今回の「意見照会」に網羅されている。大多数の中小零細会社の抹殺、組職替え等の措置を含み、一途に大企業の独占資本の意向が全面的に採り上げられている事実に

企業（大企業＝独占資本）は、こうした外部の批判勢力（消費者運動、反公害運動）に対し、最近内部化戦略による企業の大衆化工作を進めていく。こうした企業の戦略化のもとで、今回商法上の問題として、企業の社会的責任を法制化するならば、種々の大企業に対する規制法にみられるように、社会的責任はザル法化し、形骸化してしまうことは過去の歴史が如実に物語っている。

上策より離れ、各方面での論議を巻き起すであろう。

法務省民事局参事官室から、各界、各関係団体に対しして、「会社法改正に関する意見照会」七項目とし、文書を以つて去る六月に送付された。いよいよ、日税連を含め各界、各団体から注目の回答が提出される。今後、商法二次改正の問題の是非が、法務省の机

**注視しなくてはならない。
改正意図②個別商法上の
問題だけではない**

会社法改正

全税理士の総意による反対運動

全青年税の総力結集し、反対運動を展開しよう

会社の公認会計士監査による調査
省略や、小会社への税務監査の導入等の布石になる危険性すら孕んで
いる。このように今回の商法改正は、一面企業の社会的責任等国民受けする問題を表面に提案し、微妙に問題の本質をはぐらかそうとしている。商法二次改正の意図は会社法の基本的問題を改正することだけではなく、税制等と密接な関係をもつてることを論破し、理論の構築を行わなくてはならない。

士の総意による反対運動へと展開させなければならない。

対運動も相当強固な理論武装をしたうえでの運動形態でなければならぬ。体験の伝達の可能性のみをとらえ運動を行うことは、時として、運動の挫折を生むことがある。全青税に結集する青税会員は改めてこの問題の本質を基本的に検討し、下部組織での十分な理論の構築をはかり、下意上達の方策とこころづくらばつ、全税理

とからみると、早期導入が予想される。この付加価値税は、連結納稅申告制度によって、独占企業体の内部利益が免除され、大企業優遇の税制はますます露骨にその本體を表わすことになるであろう。大小会社の区分も税制面からは、法人税の二分化構想がその根底にある。中小零細会社の重い税負担によって、国家財政が構成されることは税負担の公平の見地から許することはできない。又、大

一方、税制上の問題点からは、連結納税申告制度、付加価値税、法人税の二分化構想との兼ねあいを考えなければならない。連結財務諸表制度が、税制上連結納税申告制度の導入に繋がることは、諸外国の例や、財界が当初の時期尚早の態度を翻し、受入容認の態度に変質した過程をみると明らかである。我国税制の革命ともいわれる付加価値税は、現在巨額の赤字国債の発行により、長期的財源の安定的確保が叫けばれていること

もかかわらず、反対闘争の最中、日税連会長の「収束」の一言で、妥協されたこの経験を、今回の運動の過程でも十分踏えなければならぬ。今後、昭和五二年を目指しに、商法二次改正問題は国会の審議を経ていくわけであるが、権力側の分断工作や懷柔策がその間行なわれることは、過去の運動を体験した我々にとって十分予知できるものである。改正の意図が、個別商法上の問題だけではなく、税制等

との交りをもつてゐるだけに、反対運動も相当強固な理論武装をしたうえでの運動形態でなければならぬ。体験の伝達の可能性のみをとらえ運動を行うことは、時として、運動の挫折を生むことがある。全青税に結集する青税会員は改めてこの問題の本質を基本的に検討し、下部組織での十分な理論構築をはかり、下意上達の方策をたえずくり返しながら、全税理士の総意による反対運動へと展開させなければならない。

(略) 意見照会に対して、日税連を含めた各団体から本年十月末迄に法務省に届けられる。それらを参考に法制審議会商法部会は法務大臣に商法改正の答申を出すことになるのであるが、果たして参考意見を取り上げてくれるか甚だ心許無い。それに反して経団連の意見は、過去もそうであった如く、法要望事項通りに取り上げられ、法律も改正されて行く。

経団連は昭和四九年七月、商法再改正の十三項目の要望を法務省に提出している。その内、八項目が今回の「意見照会」の中に取り入れられている。——略——

「意見照会」は、企業の社会的責任について一般的規定を設けるべきか否かと問うていて。社会的責任論がここ数年盛んだが、その定義は不明確であり考え方によつては、利用され易い理論となる。

「社会的責任を果すには、先ず利潤の確保である」との経団連会長の発言にみられる如く、大企業に都合の良い利用法もある。先例として、ナチドリツが国家主義を強制するために、社会的責任規定

(略) 意見照会に対し、日税連

を設けている。(現在は廃止)

会社法は一般法であり組織法であつて取締法規ではないから、一般的訓辞規定を設けても何の法律

的効果もない。訓辞規定を根拠に大企業や時の政府に利用され易い危険な規定になる可能性があるから、一般的規程は置くべきではない。買ひだめ、売り惜しみ、公害化を促進させるものである。

自己株式取得規制を緩和すると株価操作が容易となり、不当利得を一部株主に与えることになる。

役員、従業員に株式買い受け選択権を与えることも、内部者利益を最大限に活用しようとする大企業の恣意的な要求を許すべきではない。

最低資本金制度と大小会社

制度は、計算書類の確定を株主総会の権限から除き取締役会の権限に移す考えと共に、株主総会の形骸化を促進させるものである。

自己株式取得規制を緩和するに伴う税額控除方式により親子会社連結申告上税額控除されるであろう。利益調整に設立したと見える子会社を、税対策にも利用しようとする大企業の恣意的な要求を許すべきではない。

商法改正の危険な動き

——その狙いを論証する——

鶴見 静雄(東京)



会社法改正の動きに対し、充分な理論構築をばかり、反対運動を開闘せねばならない。去る九月二十二日急逝された鶴見会員(東京)の遺稿を紹介し、彼の商法問題にかけた情熱を、全会員のものと見て、前進を誓おう!

(編集部)

などの社会的責任追求は、独禁法公害基本法等の特別法を強化することを規制すべきである。

商法上において個々の制度を強化することも必要であろう。それ

等の原則にも反することになる。

連結決算は大企業の減税

を合法化することになり、株主平賀の原則にも反することになる。

</

座談会

税制視察団

報告會

価 値 稅 に つ い て

の他につきまして、ヨーロッパ諸国を視察して、かなりの成果を上げて参りました。

詳細につきましては、現在、原稿の取纏に入っておりますので視察報告書を十二月中旬には、発行したいと考えております。

座談会に入る前に、今回の視察にあたり、会員の皆さんから御支援、御協力をいただきましたことを、この場を借りて、厚く御礼申

祭団が、無事帰国されましたので、「中小企業と付加価値税」と題して、座談会を開催致します。では、団長の古山さん、まず一言。

古山 団長の古山です。

八月二十五日から九月七日まで、「中小企業と付加価値税」そ

游首渡早船司

視察団長
古山 団員 嶽（オランダ）

東京青税連主催により、第三次ヨーロッパ税制視察団の視察報告会が前記の通り開催されました。

上
げ
ま
す

十年続いておりましたが、一九六

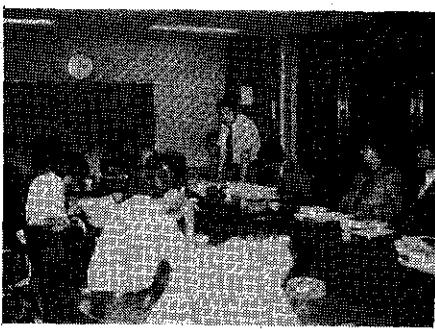
フランスは付加価値税の元祖と

司会 古山団長には、オランダについて、後で報告をいただきます。されば、まず、各國が寸印

すそれではあります、名目が付加価値税を導入した経過と標準税率について簡単にお願い致します。

八年に、現在の付加価値税が導入されました。売上税は、累積税率式の取引高税であったために、商品取引の各段階で課税が行なわれるために、流通過程が、複雑なほど、税が重くなる欠点があり、未

言われております。フランスの付加価値税制度は、立法者によつて最近創設されたものではなく、堺上税についての長い歴史を経て今日の制度が採用されたものです。



司会 西ドイツは、売上税に替つて付加価値税の採用がスムーズに行つたようですがフランスはいかがでしょうか。

湖東 フランスを担当しました

は、十一%と五・五%に引上げられております。更に、来年から、十三%、六・五%に引上げることを、政府が予定しているようですが、これに対しても、各界から反対が出ております。

このように、西ドイツにおいては、増税目的のために導入されたものではなくて従来の売上税の弱点を是正するために導入されており、物価に与える影響もほとんど

八年に、現在の付加価値税が導入されました。売上税は、累積税率式の取引高税であったために、商品取引の各段階で課税が行なわれるために、流通過程が、複雑なほど、税が重くなる欠点があり、末端の業者はど、不利な立場に置かれおり、この不公平を是正するために、前段階税額控除方式による、現在の付加価値税制が導入されました。一九六八年のスタート当初の税率は一般的の商品10%、生

国に対し共通の付加価値税を採用すべき旨指令したこともあって、一九六八年に、これまでのサービス供与税、地方小売売上税及び大部分の単段階特別税を廃止して、すべての業者に付加価値税を適用するよう大幅な改正が行なわれ、

告書を参照して下さい。)

司会

イギリスをお願いします。

首代

イギリスは、年間売上高五千ポンド以下の業者は、申告納税義務が免除されております。記帳義務については、申告義務者は、記帳の義務があります。

司会

イタリアはいかがですか。

渡辺

イタリアでは、小企業では、当初、五〇〇万リラまで申告免除でしたが、一年後に、二〇〇万リラに引下げられました。申告時期は、売上高により、区分されおり、三ヶ月に一回、半年に一回、一年に一回の制度がありま

す。

首代

イギリスですが、年間五〇〇ポンド以下の場合には申告義務がありません。その場合には、前段階控除の適用もないことに御注意下さい。

司会

オランダについては。

古山 オランダも、小企業者に特例があり、内容は税額で一二〇〇ギルドまで免税があります。また、三八〇〇ギルドまでは軽減税率の適用があり、納期も、小企業者は、三ヶ月に一回、一般の場合には、毎月納付になっています。司会 では、つぎに、転嫁の問題についてお願い致します。西ド

イツは、いかがですか。

渡辺 イタリアは、結果的には

記帳の義務があります。

司会 イタリアはいかがですか。渡辺 イタリアでは、小企業では、当初、五〇〇万リラまで申告免除でしたが、一年後に、二〇〇万リラに引下げられました。申告時期は、売上高により、区分されおり、三ヶ月に一回、半年に一回、一年に一回の制度がありま

す。

首代

イタリアでは、借入金をして商売している人が少く、転嫁業が簡単なために、転嫁できない場合

は、簡単に廃業しているようです。

司会

オランダはいかがですか

は、簡単に廃業しているようです。

司会

オランダについては、消費

者が負担すべきものとして、最終

は、簡単に廃業しているようです。

荻野 西ドイツは、完全に転嫁

しているようだです。価格に転嫁出

来ない立場の業者は、経営が成り立ちませんので廃業しております。

司会 採用当時、どの程度転嫁

業していますか。

荻野 西ドイツについては、ど

の程度あつたか正確にはつかめませんが、新税ではありませんのであまり多くなかつたと思います。

司会 フランスはいかがですか

湖東 フランスも、転嫁は、完

全に行われており、付加価値税分

だけ、荒利益が多くなっておりま

す。転嫁は、当然であると意識し

ております。

司会 イギリスはいかがですか

首代 イギリスでも、当然に転

嫁されております。個々に、何%

入っているか不明な場合もありま

すが……。

が、免稅の対象になつております。また、投資財の税額控除をした方が有利な業種は、免稅業種でも、免稅の放棄をしております。

司会 西ドイツはいかがですか

が、免稅の対象になつております。

司会 西ドイツも免稅業種があ

ります。金融、保険、証券業等は、

他の税金がかかるので、二重課税

防止のため適用外のものと、小企

業に対する免稅があります。

司会 イギリスはいかがですか

首代 イギリスは、ゼロ税率が

あります。ただし、ゼロ税率は、

大蔵大臣が、何時でも変更できま

す。免稅とは、意味が違つて、非

課税に近いと思ひます。

司会 イタリアはいかがですか

渡辺 イタリアは、社会福祉的、

公共的なものに、免稅が適用にな

ります。ゼロ税率は、イギリスだ

けのようですね。

司会 オランダについては……

古山 オランダは、航空機、船

舶等に免稅があります。

司会 つぎに、輸出控除、国境

調整について報告していただきたい

渡辺 イタリアの場合は、前年

実績により、輸出業者の指定を行

い、適格業者が、仕入段階で税額

免除があります。

司会 オランダについて

古山 オランダも、国境調整税

について、大変苦慮したようだ

と思います。輸出について、税

(輸出に対する輸出控除等につい

ては、国内業者からは還付率が低

すぎると反面外國からは還付率が高

いと要求とされています。

司会 西ドイツはいかがですか

が、免稅の対象になつております。

司会 フランスでは、輸出控除

は大企業に有利であるといわれて

います。それは仕入の際に輸出用

の場合は免稅になりますので税金

分だけ仕入代金が安いために、在

庫に対する資金繰りが違う点だと

思ひます。旅行者等に対する免稅

は、事務手続きが面倒なため、E

C諸国の旅行者には五万円、日本

の旅行者には三万円以上の品物を

買った場合にのみ還付されます。

司会 つぎにイギリスをどうぞ

首代 イギリスはゼロ税率の適

用により輸出控除を行つてある。

司会 イタリアどうぞ

渡辺 イタリアの場合は、前年

実績により、輸出業者の指定を行

い、適格業者が、仕入段階で税額

免除があります。

司会 オランダについて

古山 オランダも、国境調整税

について、大変苦慮したようだ

と思います。輸出について、税

額控除して、適正な国際取引で必

要だと思いますがその点について

司会 では、最後に、投資財控

除について、資本集約的企業が有



としてノンボリ会員)にも各支部活動を通じて、啓発運動を続ける予定である。

商法問題について大税会へ要望書を提出(制度部)

商法二次改正問題は、我々青税が全力をあげて改正阻止しなければならないことは当然である。

大青税制度部は、去る九月六日(土)午後二時より、大税会館において、商法問題について討議し、大税会へ要望書を提出した。

要望書の内容は税理士の職域問題を中心まとめていたが、これは、大税会の制度問題に対する取りくみ方に甘さが見られ、これに対する警告と注意を喚起することを目的としたのである。

主な問題点は「連結決算制度の創設により被連結子会社は税理士の関与からはずれる」「最低資本金制度により株式会社の全てに会計監査を導入する可能性があり税理士の職域に大きな影響を及ぼす」「小企業者に対する差別が生じてくる」等が中心になっている。

後日、全青税の常務理事会等でこの大阪の職域中心論に対し批判的な意見もあったが、大きなエネルギーを結集する為の点火は、まず身近な問題に火をつけることから始まるのではないか。会

員の目が商法問題に向けられたならば、次に多数の英知を結集し、この問題を理論的に究明し、その矛盾を指摘して、改正阻止運動へと展開していく。これが大青税の方針である。

支部対抗ソフトボール大会(厚生部)

大青税の究極目的は、租税制度の改善と税理士制度の発展であり、親睦と研さんは、目的達成の為の手段である。親睦を通じて友情を深め、連帯意識を強めて青税強化の基盤とする。研さんを重ねて業務を改善し、立派な税理士として成長の運動推進力とする。

昨今、厚生部活動は、他と比較してやや軽視されがちであるが、決して疎かに扱ってはならない。この

手段では青税強化の第一歩である。大青税は、近畿二府三県にわたり、その活動地域は、他会と比較して広範囲である。

親睦行事は、どうしても各支部に、ゆだねがちであるが、昨年の運動会のように連盟として年一度だけ大会を開催しようと計画の結果、誰にでも出来る支部対抗ソフトボール大会を実施した。

日時 昭和五十年十月九日

事務局設置活動活発化へ

東京青年税理士連盟

去る六月十四日、東京青年税理士連盟第十五回定期総会が開催され、牧野良三新会長をはじめ多数の新役員が選任され、具体的に活動な事業活動が行われている。

とくに今年度から、全国青年税理士連盟、東京青年税理士連盟の事務局が設置されたことは、今後の会務活動に意義深いと思われる。

(1) 厚生部

この目的を踏えて事業活動を行っていますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

この目的を踏えて事業活動を行っていますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色の一端を紹介したい。

とくに、商法対策特別委員会がある。一般、六月十二日付をもって法務省民事局参事官室より日税連へ「会社法改正に関する意見照会について」が来たが、早速、東京青税連としての意見を東京税理士会に提出する予定である。

(2) 制度部

制度部の中の、常設委員会は、税理士制度委員会、中小企業対策委員会、付加価値税対策委員会があり、その他、特別委員会は、税理士解任滥用阻止対策特別委員会と、商法対策特別委員会がある。

とくに、商法対策委員会は、先般、六月十二日付をもって法務省民事局参事官室より日税連へ「会社法改正に関する意見照会について」が来たが、早速、東京青税連としての意見を東京税理士会に提出する予定である。

(3) 研究部

研究部の中に、研究会運営委員会、税務審議委員会、業務改善委員会があり、税理士業務に関連す

る研究(研修)および、業務の改

員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉共済委員会があり、会員相互の親睦、福利をはかるための諸施策を行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉共済委員会があり、会員相互の親睦、福利をはかるための諸施策を行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色

(1) 厚生部

厚生部の中には、同好会運営委員会、親睦行事運営委員会、福祉

共済委員会があり、会員相互の親

睦、福利をはかるための諸施策を

行っているが、特に、福祉共済委員会においては新会員に対する深い認識のもとに、会員の総意を結集し、もって税理士制度の発展強化をはかることを目的と

する」とある。

この目的を踏えて事業活動を遂行していますが、特に東京青年税理士連盟の各部、各委員会の特色

の一端を紹介したい。

各部 各委員会の特色



全青税
お国めぐり
美しい森と高原
松本風土記
望月宗敬(松本)

NHKの朝のテレビドラマ「水色の時」は、信州松本の風物を紹介して、多くの人達に深い感銘を与えた。信州は日本の屋根、美しい森と高原の国である。ドラマの中にも毎日映し出された常念岳を中心とする北アルプスの連山は、松本市の西側を囲み、美ヶ原、白樺湖の明るい高原が東側を固め、その間を梓川をはじめ幾筋かの清流が北に向って走り、山葵畑を育て野仏の点在する田園風景を形成している。その中心都市松本は現在人口十八万五千を数え、商工業とともに、アルピニストのメ

ツカとしても知られ、周囲一帯に湧き出る大小二十数カ所の温泉郷は、山里らしい雰囲気を留め、行楽の客は年間を通じて著しい数を示している。

松本は、その昔は深志の里と呼ばれ、信濃の国府が置かれた古い町。その古い街を象徴する国宝松本城は、別名深志城とも呼ばれる五層六階の重厚な城姿をもつ平城で北に乾小天守、東に辰巳付櫓、月見櫓を配し、その間を渡り橋で結ぶなど変化に富んだ建築で、白と黒のコントラストがよく訪ねる人に深い感銘を与えるにはおかぬ。日本で現存する最古の城という。

天正十八年からは信濃の大半が豊臣秀吉の配下となるが、この時石川数正が和泉国より八万石で入封、この数正は有名な築城家で松本城の大改修を行い現在に残る見事な天守を築造した。

その後平穡と思われた徳川の代に入つても城主の交代は多く、石川氏に次で小笠原氏、戸田氏、松平氏、堀田氏、水野氏、再び戸田氏と経過、明治維新を迎える。

明治五年に天守、門、櫓等が払下げの憂目を見る。天守閣は市川量造等有識者の奔走により取壊しの難を免れたといふ。俗説には当時天守閣が一円五十銭で売りに出されたが取壊しが大変で買ひ手がつかなかつたとも言う。

明治十四年には西南戦争が又明治二十一年には南橋が取壊され、管理下に移り、校長小林有也の尽力によって天守閣保存会が設立さ

れ以来十年間の歳月をかけて一応の修理を完成。以来昭和十一年國宝の指定をうける迄は、松本中学校が鍵を保管、參觀希望者の便を計らつており、本丸広場は松本中学校の運動場であった。

昭和二十五年より解体修理が行はれ昭和三十年に今見る姿に修復される迄の天守閣は一見してわかる程に東側に傾斜をしていた。地震や地盤降下によるものであるが、貞享年間からものというこの傾斜には昔から一つの物語が伝承されている。貞享年間(一六八六年)に大飢饉があり、領内中萱郷の庄屋多田加助が年貢免除の直訴を行ひ、当時の法により磔の処刑を受けた時、城を睨んだところに地震がおこり城が傾いたといふ。その後も松本で造った鍋は鍋づるのバランスがとれず常に傾くと語り継がれている。

次に松本周辺には道祖神をはじめ庚申塔二十三夜塔等野仏が実に多く、農村風景に詩情を添え旅情を慰めてくれる。建てられた年代は享保頃から明治末期迄に及ぶが文化、文政、天保の間のものが最も多く、之等石仏の造立歴と天災の間に明かな相関関係が見られ農民が何のために建てようとしたか、気持が解る様な気がする。

▲正▽(○三)五六一九一六
【お詫び・訂正】
会報33号・事務局電話番号
松本市の近郊豊科町に住む田淵行男氏は、高山蝶の研究家で有名な人であり、又山岳写真家としても有名である。上高地槍岳への登山コースはミヤマシロチョウ、オオイチモンジ、ヤリガタケシジミ、タカネキマダラセセリ、クモマツマキチヨウ、コヒオドシ等の高山蝶が息づく華麗なアルペンバタフライロードだと彼は言う。

松本城本丸内の日本民族資料館には城郭、民俗、考古、山岳、美術の各分野に涉り郷土色あふれた多彩な資料が展示されている。